

平成30年度 宮城県森林審議会第4回森林保全部会 議事録

日時 平成31年3月18日（月）

午後1時30分から午後3時00分まで

場所 漁信基ビル 502会議室

配付資料

資料1

「太陽光発電所の設置（気仙沼市本吉町）に係る林地開発について」

1 開 会

事務局から開会を宣言し、出席者（構成委員5名中4名出席）が過半数出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

また、傍聴者は「傍聴要領」に従って、会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ（川村部会長）

川村でございます。

本日は、本年度4回目となりますが、部会委員の皆様方にはお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発許可に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。本日は太陽光発電にかかる案件1件が諮問されておりますので、宜しく御審議願います。

3 議 事

司会：どうもありがとうございます。それでは次に、今後の予定についてご説明します。

本日は、太陽光発電所の建設を目的とする林地開発許可案件が1件ございます。

このあとすぐ、審議事項（1）の「シリウス・ソーラー・ジャパン11合同会社が行う太陽光発電所の設置」に係る案件を御審議いただきます。終了時刻は午後3時を予定しております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

はじめに、本日の議事録署名員を、齋藤委員と進藤委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(両委員了解)

ありがとうございます。それでは、諮問案件である(1)「シリウス・ソーラー・ジャパン11 合同会社が行う太陽光発電所の設置」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：(資料に従い、申請内容及び審査状況について説明)

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

齋藤委員：多くの開発現場では先ず伐採を行い、表土を剥いでいるようです。防災調整池の工事を優先しないと伐採跡地から土砂が流れるのではないのでしょうか。

そういった事故事例が気仙沼地域であると聞いております。本案件においてはどのように工事を進めていくのか、また、そのような問題が発生した事案があるのかどうかお聞きします。

事務局：1点目につきましては後ほど申請者が説明いたします。

2点目につきまして、土砂流出の苦情が寄せられたことはございます。対応といたしましては、随時仮沈砂池等の防災対策を行うように指導しております。委員の質問にありましたとおり、先ず伐採を行いますので、その段階で雨が降り、土砂が流出してしまう可能性があります。

1点目につきましては、12ページの工程表にあるとおり、工事中に防災工をしっかりと行うよう指導しています。具体的な内容につきましては、申請者から説明いたします。

申請者：工事工程に関しては、先ず、防災調整池の前に仮設の沈砂池を設け、下流に土砂や水が一度に流れないようにしたいと考えております。調整池の施工自体にも時間が掛かってしまうので、仮設の沈砂池、水路を先ず設置し、その後他の施設を施行していく予定です。

齋藤委員：わかりました。

なお、気仙沼管内で土砂流出が発生した案件の工事工程について教えてください。

川村部会長：これは事務局が答えてください。

事務局：基本的に、どの案件におきましても調整池の施工に先立ちまして、仮設の沈砂池等の設置を指導しております。それでも、土砂が下流に流れるという案件がありましたので、防災工事の徹底について再度指導しました。

齋藤委員：わかりました。今回も指導を徹底するようにしてください。

川村部会長：工程表のとおり先行して防災工事をするよう徹底していただきたいと思います。他にございますか。

進藤委員：2つ質問があります。

1つ目として、事業計画地は林齢が31年から60年と成熟した林層になっているようです。7ページに立木伐採後はクローバーによる植生を行い、9ページでは、伐採木はチップ材として販売する予定とあります。伐採した木材は有効利用するという点でよろしいですか。

申請者：良木に関しましては、森林組合で販売いたします。雑木に関しても近年需要がありますので、チップ材を含めなるべく販売を行い、地元へ還元したいと考えております。

進藤委員：残置森林としてスギやアカマツが残るようです。20年後、事業が終わった後の管理については記述されているようですが、発電事業中の管理はどのように行うのでしょうか。

申請者：発電事業中も完了後も残置森林の管理は事業者が行います。また、発電事業終了後は用地を緑化し、現状復旧するまで残置森林を含め事業者が管理いたします。

川村部会長：これまで地元説明会を2回開催しているとのことでしたが、地元の方々からの意見等はありませんでしたか。

事業者：2回住民説明会を開催しましたが、防災工事や残置森林の管理、発電事業完了後の設備撤去等の一般的な質問があり、すべて承知していただきました。

また、森林組合にも相談し、質問事項については指導していただいております。

川村部会長：資金計画書を見ると、事業用地については全て借地で事業を行うとなっており、地権者がそれなりにいると思いますが、いかがでしょうか。

申請者：地権者は5名で、24年間の地上権設定で契約を結んでいます。その後協議の上5年期間延長ができるようになっています。

川村部会長：地権者は個人が5名ということですか。

申請者：はい。

川村部会長：9ページの事業計画書によると、事業完了後は施設撤去の後植栽し、森林に復旧するとありますが、これは地権者の方との契約の上、行うということですね。

申請者：協定書を結んでおり、地権者の方と合意しております。地権者の方も親戚同士でしたので、一緒に説明し、意見をいただき、協定を結びました。

協定書の中身についても、市や県と相談を行い、作成しました。

川村部会長：他にございますか。

齋藤委員：事業完了後植栽し、森林に復旧することになっていますが、20ヘクタール以上の土地に植林をして管理をしていくとなると莫大な時間と費用が掛かると思います。その費用については、どのように見積もっているのでしょうか。

申請者：現在、経済産業省でガイドラインを作成しており、概ね総事業費の5パーセントを施設撤去等に充てることとなっています。このガイドラインもこれから変更されるかもしれないので、経過を注視していく必要はありますが、植栽後の保全についてはそれほど資金は掛からないのではないかと考えております。

齋藤委員：総事業費の5パーセントの中に植栽及び維持管理の費用が含まれているということですか。

申請者：現時点で正確な回答はできませんが、5パーセントの中に収まるのではないかと考えています。一番費用が掛かると考えているのは施設の撤去、廃棄であり、植林に関しては樹木の購入等に費用は掛かりますが、管理においてはそれほど費用は掛からないと考えています。

我々の計画では20年後も継続して太陽光発電を行っていきたいと考えており、その旨を地元の方々及び地権者の方々に説明しています。

川村部会長：21ページの標準断面図の一番上の図は、事業区域を南北に切った断面ということでしょうか。

申請者：はい。

川村部会長：面の右側(南側)の平地部は国道や集落となっており、北に向かった法面の上を造成することになると思います。計画上周囲に残置森林や造成森林を配置しているようですが、

隣接する国道や集落から事業区域の施設は眺望できないように配慮がなされていますか。

申請者：事業区域周辺の山裾 6 箇所から事業区域を確認していますが、その地点から施設は見えません。ただ、東側の事業区域から離れた国道上においては事業用地の一部が見える場所があるようです。また、残置森林には広葉樹が含まれているので、季節的に落葉後から芽吹きまで、いくらか透けて見えてしまう期間があります。

川村部会長：わかりました。他にございますか。

谷田貝委員：種子吹付を行うとのことですが、在来種を使うということによろしいですか。

申請者：在来種を使用します。

谷田貝委員：どんな種類を使うか決まっていますか。

申請者：図面上は一般的なものを挙げていますが、実際は現地の植生を確認し、協議した上で決定しようと考えています。

進藤委員：隣接に太陽光発電施設があるようなのですが、水の流れ等お互いに影響を及ぼしてしまうということはないのでしょうか。

申請者：そういった問題はありません。図面の上の部分(西から東にかけて)が分岐点となっており、その部分が一番高い場所であるため、水はお互いの事業区域に流れていきます。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので、質疑を終了します。

ここで、当部会の答申内容を検討するのに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは委員の皆様にお諮りします。

「シリウス・ソーラー・ジャパン 1 1 合同会社が行う太陽光発電施設の建設」に係る林地開発許可申請につきましては、「許可することに特に問題はない。但し、事業完了後は植栽をし、

確実に成林するように管理を行うこと」を留意事項として付すこととします。よろしいでしょうか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

次に(2)その他ですが何かありますか。

全委員：無し。

川村部会長：ないようですので、本日の森林保全部会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

司会：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の一切を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

